

日本原子力学会

第4回東京電力福島第一原子力発電所事故に関する調査委員会

2012年10月24日（水）

主な議事：原子力防災対策に関する報告と質疑

緊急事態に対する準備と対応の課題

- 原子力安全部会の「福島第一原子力発電所事故に関するセミナー」第1回（2012年2月17日開催）および第5回（2012年8月20日開催）で、福島第一原子力発電所事故における防災対策と今後の課題について報告が行われ、セミナー参加者との意見交換を実施した。
- 原子力安全部会での議論をベースに、1999年東海村JCO事故以後に原災法を初め整備が進められた我が国の原子力防災システムが福島第一事故でどう機能したのか、機能しなかったのか検証する。
- 調査委員会では、国際的に多数の国が参照している国際原子力機関(IAEA)の安全要件「原子力又は放射線の緊急事態に対する準備と対応(GS-R-2)」(2002年)の主要な包括要件および機能要件を踏まえて、福島第一事故の防災対応を科学的・専門的視点から調査・検証し、今後の課題も含め調査結果をまとめる予定。
- 本日の報告では、上記のIAEA安全要件GS-R-2の基本的考え方と主要な要件が紹介され、福島第一事故の防災対応の課題として、①緊急時管理と運営、②緊急防護措置の実施、③情報伝達と情報提供、④原子力法規制における防災の位置づけ、が取り上げられた。
- 緊急時管理と運営では、原子力災害以外の通常の緊急事態への対応能力の利用、適切な統合化、事業者・地方公共団体・国の諸機関の役割と責任の明確化、現地対策本部とオフサイトセンターの関係等を議論した。
- これまでの我が国の緊急時対応システムの弱点として、防護措置の意思決定が訓練等を通して、計算予測システムに過度に依存しており、国際標準とは程遠い手順であったこと、一時移転等の長期防護措置に係る考え方、判断基準が防災指針に示されていなかったことが取り上げられた。今回の緊急防護措置の実施では、プラントの状態を契機として避難等の予防的緊急防護措置が大きな混乱の下でも、周辺住民の大量の被ばくを避け得る結果となった点、飲食物摂取制限、計画的避難（一時移転）等のその後の対応には、計測可能な運用上の介入レベル(OIL)の導入が重要であった点、等、事態の時間軸に応じたIAEAの意思決定スキームが有効であったことが確認された。
- その他、政府、国会等の各事故調で取り上げられた情報伝達や開示の課題、国外への情報提供の問題、炉法規法および原災法という法規制における防災の位置づけについて報告があった。
- 現在、原子力規制委員会において、原子力災害対策指針策定が進められており、当調査委員会としても、原子力防災の技術的・専門的事項を扱う指針策定に積極的に発言する所存。